

養育費の受け取りを支援します！

養育費は、「こどもの権利」です。

沖縄県では、養育に関する取り決めに促すとともに、養育費の継続した履行確保を図るため、以下の費用を助成し、ひとり親の方を支援しています。



公正証書等作成支援

養育費に関して、公正証書等を作成する際に必要な費用を助成します。

対象経費

- 公証人手数料令に定められた公証人手数料
- 家庭裁判の調停の申し立てや裁判に要した収入印紙代
- 添付書類のうち戸籍謄本や住民票の写し等の公的書類取得費用
- ※養育費にかかる費用のみ

助成額

- 対象経費の全額（上限額 5 万円）
- ※ただし、1人1回限り

対象要件

沖縄県内に居住し、交付申請時において母子家庭の母または父子家庭の父であって次の要件をすべて満たす方

- ①養育費の取決めに係る経費を負担した者
- ②養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- ③養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- ④過去に養育費の取決めに交わした同内容の文書にかかる助成金、又は他自治体若しくは団体等からの補助金、給付金等を交付されていない者

養育費保証契約支援

養育費に関して、保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な費用を助成します。

対象経費

- 養育費の取決めの対象となる児童について初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する経費

助成額

- 対象経費の全額
（上限額5万円*初回費用に限る）
- ※ただし、1人1回限り

対象要件

沖縄県内に居住し、交付申請時において母子家庭の母または父子家庭の父であって次の要件をすべて満たす方

- ①養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- ②養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- ③保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者
- ④過去に養育費の取決めに交わした同内容の文書にかかる助成金、又は他自治体若しくは団体等からの補助金、給付金等を交付されていない者

養育費 とは

○養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な経費のことで、一般的には、経済的、社会的に自立していない子どもが自立するまでに要する費用のことで、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれにあたります。親の子どもに対する養育費の支払い義務は、親の生活に余力がなくても自分を同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務だとされています。

▷養育費は、子どものためのものですので、子どもと離れてくらすようになる親と子どもの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。

公正証書 とは

○公正証書とは、私人（個人又は会社その他の法人）からの囑託により、公証人がその権限に基づいて作成する文書のことです。

▷養育費の取り決めを一定の要件を満たす公正証書(執行証書)によってした場合には、実際に支払ってもらえない場合に強制執行の手続きを利用することができます。公正証書の利用につきましては、最寄りの公証役場にご相談ください。

沖縄県公証役場一覧（右記QRコードからも可）

<https://houmukyoku.moj.go.jp/naha/table/kousyou/all.html>



養育費 保証契約 とは

○養育費について保証会社と保証契約を締結しておくことで、養育費を支払う側の親から支払いがなかったときに、保証会社から立替払いを受けることができます。

▷詳しい内容は保証会社ごとに異なりますので、それぞれの保証会社にお尋ねください。

沖縄県離婚前後家庭養育費履行確保支援事業の申請方法

公正証書等を作成した日、又は養育費保証契約を締結した日の翌日から6か月以内に、「沖縄県離婚前後家庭養育費履行確保支援事業助成申請書」に必要な書類を添付して、沖縄県女性力・ダイバーシティ課に申請する必要があります。

必要書類

- ① 沖縄県離婚前後家庭養育費履行確保支援事業助成申請書（沖縄県HPからダウンロード可能）
- ② 戸籍謄本又は抄本
ア 児童の戸籍が、申請者の戸籍にある場合 ⇒ 申請者の戸籍謄本
イ 児童の戸籍が、申請者の戸籍にない場合 ⇒ 申請者の戸籍謄本又は抄本+児童の戸籍謄本
- ③ 世帯全員の住民票の写し
- ④ 補助対象となる経費の領収書等（原本）
- ⑤ 養育費の取決めを交わした文書（表面含めた全面の写し）
- ⑥ 保証会社と締結した保証期間が1年以上の養育費保証契約書(写し) ※養育費保証契約支援の場合のみ

Q & A

- Q1 申請は、郵送でも可能ですか？**
A. 「郵送」、「沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課を訪問しての受け渡し」のどちらでも可能です。
- Q2 申請後は、どのような流れになりますか？**
A. 申請後は、県において、申請書類等を審査し、交付（不交付）決定を行います。交付を決定した場合は、その後、申請者様に助成請求書をご提出頂き、対象経費の助成を行います。
- Q3 公正証書の作成経費を相手方と折半した場合も助成対象になりますか？**
A. 助成対象となります。その場合、折半後の金額（申請者様が負担した金額）が対象経費となります。

沖縄県子ども未来部
女性力ダイバーシティ推進課ひとり親支援班
〒900-8570
住所 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 3F
TEL 098-866-2500
FAX 098-866-2589

助成申請書のダウンロードおよびその他詳細の確認については、右記QRコードにある沖縄県HPから可能です。

